

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 年末調整についての注意点

Q : 今年もそろそろ年末調整の時期になりましたが、昨年と比べて変わったところなど、注意すべき点があれば教えてください。

A : 住宅ローン減税やストックオプション税制の適用範囲が拡大されています。

【解説】

平成14年度改正により、給与所得関係では次のような点が変わっていますので、注意してください。なお、昨年に引き続き、今年も定率減税が実施されています。

(1) 住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に、地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕又は模様替えが加えられました。また、阪神・淡路大震災の被災者が再建住宅等の住宅借入金等を有する場合の特例措置の適用期限が平成16年末まで延長されました。

(2) 給与所得者が勤務先から住宅取得資金の貸付を受けた場合に一定の要件を満たせば給与所得が課税されない特例がありますが、この制度の適用期限が平成16年末まで延長されました。

(3) 新株予約権等の行使による利益について一定の要件を満たせば株式譲渡時まで課税を繰り延べる制度について、適用対象に子会社等の役員・使用人が含められ、年間限度額も1,200万円に引き上げられました。

(4) 確定給付企業年金法に基づく掛金・給付が、適格退職年金契約と同様に扱われることとなり、その掛金が生命保険料控除の対象とされました。

